

令和7年11月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等については、○で消しています。

玖珠町農業委員会

## 玖珠町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年11月10日(月曜日) 午後1時30分

2 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員

1番 野田 和宏	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 日隈 博文	5番 佐藤裕美子	6番 小野 文隆
7番 武石 俊一		

4 出席農地利用最適化推進委員

1番 (欠席)	2番 佐藤 一男	3番 衛藤 卓志
4番 井上 和洋	5番 森 宗一	6番 武石 賢一
7番 石井由美子	8番 瀧石 久男	9番 小田 和彦
10番 春田 幸治	11番 松木 廣宣	12番 柳井田英徳

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)  
報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について  
報告第3号 農用地利用集積等促進計画(令和7年9月承認分)

6 出席農業委員会事務局職員

事務局長	柳井田博隆	主幹(統括)	梅木 嘉子
専門幹	和田 育男	主査	樋口亜衣子

7 会議の概要	
事務局	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>開会時刻5分前ですが、みなさんお揃いのようなので、会議を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。</p> <p>農作業の方も一段落いたしまして、農家のみなさまの方は、いろいろなお考えがあると思われます。</p> <p>高齢で農地を貸したいとか、今、米の値段が上がっているので農地を増やしたいとか、さまざまなお意見があるかと思われます。</p> <p>そこで、担当地区の農家の方の困りごとの相談やアドバイスなど、農家への声かけのほうをみなさん是非していただきたいと思ひます。</p> <p>その際は、必ず活動記録簿の記録を残すようお願いひします。</p> <p>それでは、ただ今より、令和7年11月定例総会を開催ひします。</p> <p>では、着座して進めさせていただきます。</p> <p>最初に、〇〇会長、あいさつをお願いひします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>自分の方も収穫がやっと終わり、あとは出荷だけとなりました。</p> <p>先ほど、局長が言われたように、農作業が終わって、高齢者の方から農業に関する相談があるかと思ひますが、条件の悪い中山間地域とか、昨年、今年の異常気象の中で、一番心配なのが、水がなかなか末端まで行き渡らない状況ということひです。</p> <p>町内には多くの水路があり、受益者の方々に維持管理をお願いひしていますが、農家人口もどんどん減って、農家の方々も高齢化してひます。</p> <p>そのような中で、地域においては、田植え前の5月頃に関係者のみなさんで水路掃除をしていただひており、ご苦労をかけてひます。</p> <p>中山間地域等直接支払事業の多面的事業もありますので、それを大いに活用していただきたいと思ひます、</p> <p>また、昔から集落に伝わっている伝統行事やお祭り、協同作業なども継続していただき、集落の維持と活性化に努めていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、最後までよろしくお願いひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>農業委員定数7名に対し、本日は7名の出席でありますので、玖珠</p>

議長	<p>町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がありましたら、必ず、挙手ののち、議長の承認のうえ、発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は、携帯電話の電源をお切りください。離席する場合は、必ず議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>以降、議事の進行につきましては、〇〇会長、よろしくをお願いします。</p> <p>はい。それでは議事録署名人の指名ですが、〇番、〇〇委員、〇番、〇〇委員をお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を等お願いします。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の「番号 1」から「番号 6」までについて、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>お疲れさまです。</p> <p>それでは、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>着座して説明させていただきます。</p> <p>先ず、議案集の 1 ページをお開きください。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p>
事務局	<p>最初に「番号 1」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、外〇筆です。</p> <p>登記簿地目は田で、合計面積は、〇〇〇㎡です。</p> <p>土地の譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。</p> <p>担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇〇推進委員になります。</p> <p>譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。</p>
事務局	<p>次に、「番号 2」について、ご説明いたします。</p>

事務局	<p>「番号2」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、外〇筆です。  登記地目は田と畑で、合計面積は、〇〇〇〇㎡です。  申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。  土地の譲渡人は、大字〇の〇〇〇〇さんです。  担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇〇番の〇〇推進委員になります。  譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。</p>
事務局	<p>次に、「番号3」について、ご説明いたします。  「番号3」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番です。  登記地目は田で、面積は、〇〇〇〇㎡です。  申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。  土地の譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。  担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇〇推進委員になります。  譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。</p>
事務局	<p>次に、議案集の2ページをお開きください。  「番号4」について、ご説明いたします。  「番号4」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、外〇筆です。  登記地目は田と畑で、合計面積は、〇〇〇〇㎡です。  申請者及び土地の譲受人は、大字〇の〇〇〇〇さんです。  土地の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。  担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇〇推進委員になります。  譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。</p>
事務局	<p>次に、議案集3ページをご覧ください。  「番号5」について、ご説明いたします。  「番号5」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、外〇筆です。  登記地目は田で、合計面積は、〇〇〇.〇〇㎡です。  申請者及び土地の譲受人は、大字〇の〇〇〇〇さんです。  土地の譲渡人は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。  担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇推進委員になります。  譲渡目的は、譲渡人の要望による売買です。</p>

事務局	<p>次に、「番号6」について、ご説明いたします。</p> <p>「番号6」、大字〇〇字〇〇〇〇〇番、外〇筆です。</p> <p>登記地目は田で、合計面積は、〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請者及び土地の譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>土地の譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。</p> <p>担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇〇〇〇推進委員になります。</p> <p>譲渡目的は、譲渡人の要望による贈与になります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、「番号1」について、〇番、〇〇委員、説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>「番号1」の調査結果を報告します。</p> <p>10月21日に、申請者の〇〇〇〇さんご夫妻、推進委員の〇〇さんで、現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、〇〇〇〇〇〇沿い〇〇の〇〇さんの〇〇〇〇の隣になり、〇〇〇〇の真横に位置しています。</p> <p>水稻、野菜栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。</p> <p>現況は田で、水稻を作付けする計画です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人の田が、〇〇〇が亡くなって以来管理されていなく、譲受人の田がその田を通らないと出入りができないという道の問題で大変だったとう事情による権利の移動です。</p> <p>譲受人の通作距離は、自宅から約500mで、耕作は可能です。</p> <p>譲受人が所有する農地は全て耕作管理されており、農機具の所有状況は、トラクターのみですが、田植えと稲刈りは作業委託されているそうです。</p> <p>農業従事者は、本人と奥さんの2人で、取得後の耕作には問題ありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>〇〇推進委員、補足説明がありますか。</p>
〇〇〇〇推進委員	<p>ありません。</p>

議長	<p>続きまして、「番号2」について、○番、○○委員、説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>「番号2」の調査結果を報告します。</p> <p>10月20日、申請者の○○○○さん、推進委員の○○さんで、現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○から右の方へ進入し、○○○○○○○○○○の方へ進んだところに位置しています。</p> <p>○○○を中心とした兼業農家の○○さんが取得し、耕作する計画です。</p> <p>現況は、採草放牧地で、ブルーベリーを作付けする計画です。</p> <p>権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が作付けの意思がなく、売買を希望しているという理由による権利の移動です。</p> <p>譲受人の通作距離は、1km弱で、耕作は可能です。</p> <p>譲受人の所有する農地は全て耕作、管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植機等です。</p> <p>農業従事者は、本人と子どもさんの2人で、取得後の耕作には問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>○○推進委員、補足説明がありますか。</p>
○○○推進委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>続きまして、「番号3」について、○番、○○委員、説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>「番号3」の調査結果を報告します。</p> <p>10月30日、申請者の○○さん、○○推進さんと現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、○○○○○○の○○の○○○○○○さんの向かい側から200mぐらい入ったところの道路の東側に位置しています。</p> <p>米作を中心とした専業農家の譲受人が取得し、稲を作付けする予定です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲受人がこの田んぼを○○年以上耕作しているそうで、譲渡人も高齢のため耕作ができないという理由</p>



○番委員	<p>譲受人の通作距離は、約5kmで耕作は可能です。</p> <p>譲受人の所有する農地は全て耕作、管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、併せて農業機械運搬用の積載車も所有しています。</p> <p>農業従事者は、本人と息子さんの2人で、取得後の耕作には問題ありません。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	○○推進委員、補足説明がありますか。
○○○○推進委員	ありません。
議長	<p>続きまして、「番号5」について、○番、○○委員、説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>「番号5」の調査結果を報告します。</p> <p>11月2日、申請者の○さん、推進委員の○さんと現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、○○○○○○より○○方面に入り、○○○○○○○○○の向かい側の道路沿いに位置しています。</p> <p>○○○で兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。</p> <p>現況は畑で、野菜を作付けする計画です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が○○○に在住していることから、耕作ができないということから譲渡するものです。</p> <p>譲受人の通作距離は、300mぐらいで、耕作は可能です。</p> <p>譲受人の所有する農地は全て耕作、管理されており、農機具の所有状況は、トラクターなどで、農業従事者は、本人と実家の父、祖母の3人です。</p> <p>取得後の耕作には問題ありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	○推進委員、補足説明がありますか。
○○○推進委員	ありません。
議長	<p>続きまして、最後「番号6」について、○番、○○委員、説明をお願いします。</p>

○番委員	<p>「番号6」の調査結果を報告します。</p> <p>10月31日、申請者の○○○○さん、推進委員の○○○○さんと現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、○○の○○○○○○○○から、○自治区の方へ1kmほど入ったところに位置しており、うち○筆には○○○○○の○○○が○○○○○います。</p> <p>○○○○○と水稻を中心とした兼業農家の譲受人が、父親から農地を贈与で取得し、耕作する計画です。</p> <p>現状は、田と○○○で、水稻と○を作付けする計画です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が年金を受給できる年齢になったということから、息子に自分名義の農地を贈与するものです。</p> <p>譲受人の通作距離は、3kmぐらいで、車で10分程度なので、耕作は可能です。</p> <p>譲受人の所有する農地は全て耕作、管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機などです。</p> <p>農業従事者は、本人と父母の3人で、取得後の耕作には問題ありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長	○○○○推進委員、補足説明がありますか。
○○推進委員	<p>現地調査を行った後に、○○委員さんと○○○○○を見学させていただきました。</p> <p>現在は、○○○を栽培しておりまして、いろいろな種類がありました。</p> <p>これから、年末年始に向け出荷するように聞いています。</p> <p>○○○の出荷が終わると、年明けから○○○○○や○○○○○の栽培を行うそうです。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、「番号1」から「番号6」まで、審議及び採決に入りたいと思います。
議長	最初に、「番号1」について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。

議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号1」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	賛成全員です。
議長	議案第1号の「番号1」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号2」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号2」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	賛成全員です。
議長	議案第1号の「番号2」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号3」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号3」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	賛成全員です。
議長	議案第1号の「番号3」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号4」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。

議長	<p>私からいいですか。</p> <p>〇〇〇の〇〇さんについては、今まで何回か〇〇の申請があり、許可してきたところですが、取得した農地の周辺の方から、草を切らないので隣接の農地に入り込んでいるとか、周辺環境が悪くなっているなどの苦情も聞いています。</p> <p>先ほどの担当委員の報告によると、〇〇〇の所有する農地は全て耕作、管理されているとのことでしたけども、事務局、実際はどうなんですか。</p>
事務局	<p>お答えします。</p> <p>過去に、〇〇さんが取得した農地で、草を刈ってなくて、道路にはみ出しているという苦情を受けました。</p> <p>その現地は、水稲や野菜を植えるようなところではなく、栗などの果樹を植えているということを確認しています。</p> <p>現地は、畑として活用されていますが、樹木の下草刈りが十分にできていないということでしたので、〇〇さんには、定期的に草刈りなどの管理を行い、周辺の方々に迷惑をかけないように伝え、その後、草刈りを行った現地を事務局で確認したところです。</p>
事務局	<p>また、今後、このようなことがあれば、再度現地確認を行い、〇〇さんに連絡しますが、〇回目となりますので、定例委員会の中で、現在、〇〇さんが所有する農地は全て耕作、管理されているかどうか、審議の対象となり、許可、不許可の判断基準になる可能性がある旨も伝えていきたいと思えます。</p>
議長	<p>他に質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p>
議長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号4」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>賛成全員です。</p>
議長	<p>議案第1号の「番号4」については、原案のとおり可決いたします。</p>
議長	<p>続きまして、「番号5」の審議に入りたいと思えます。</p>

議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号5」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
議長	賛成全員です。
議長	議案第1号の「番号5」については、原案のとおり可決いたします。
議長	続きまして、「番号6」の審議に入りたいと思います。
議長	質疑のある方は、挙手をお願いします。
〇〇〇〇推進委員	はい。
議長	〇〇推進委員どうぞ。
〇〇〇〇推進委員	「番号6」は、農業者年金の受給のための一括贈与ということでしょうか。
事務局	一括贈与ではありません。 譲渡人の世帯の中には、まだ未相続の農地があります。 〇〇さんの亡くなった〇〇〇の〇〇さん名義の農地が、まだ未相続で残っていますので、一括贈与ではありません。
議長	〇〇推進員、よろしいですか。
〇〇〇〇推進委員	はい。わかりました。
議長	他に質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の「番号6」について、原案どおり賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

議長	賛成全員です。
議長	議案第1号の「番号6」については、原案のとおり可決いたします。
議長	次に、議案第2号非農地証明願いについて、事務局、説明をお願いします。
事務局	<p>議案第2号非農地証明願いについてご説明いたします。</p> <p>議案集4ページをお開きください。</p> <p>「番号1」、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番です。</p> <p>登記簿地目は畑で、面積は、〇〇〇㎡です。</p> <p>申請者は、大字〇〇の〇〇〇さんです。</p> <p>非農地の理由は、今回の申請者である〇さんの〇の〇〇さんが、平成〇〇年〇月〇〇日付け玖局農第〇-〇〇号で、農地法第4条の許可を受け、〇〇〇〇〇を建築しました。</p> <p>しかし、宅地への地目変更の登記を行っておらず、〇〇〇年に〇〇さんが亡くなり、農地法第4条の許可書もわからなくなっているため、非農地証明願いの申請が行われたものです。</p> <p>地目は、〇〇〇〇〇用地で、宅地です。</p> <p>なお、この申請に関しましては、玖珠町農業委員会非農地証明事務取扱要領（平成21年9月7日玖珠町農業委員会告示第1号）第4条第1項第2号の規定により、証明基準を満たしています。</p> <p>担当委員は、〇番、〇〇委員、担当推進委員は、〇番の〇〇推進委員になります。</p>
議長	それでは、「番号1」について、担当委員の説明を、〇番、〇〇委員をお願いします。
〇番委員	<p>それでは、「番号1」の調査結果、現地調査の報告を行います。</p> <p>去る10月20日に、申請者の代理人である〇〇の〇〇〇〇〇〇の〇〇さん、〇〇推進委員、事務局1名で現地調査を行いました。</p> <p>現地は、〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ向かい〇〇のバス停から、北側に入り、〇〇〇〇〇〇〇から100mぐらい西に進んだところに位置しています。</p> <p>現況は、〇〇〇〇〇になっております。</p> <p>〇〇〇〇年〇月に、農地法第4条の許可を受け、〇〇〇〇〇を建築しましたが、宅地への地目変更の登記を行っておらず、その後、農地</p>

	<p>法第4条の許可書も紛失しているため、非農地証明願いの申請が行われたものです。</p> <p>今後は、現状のまま維持管理されていくとのことですので。</p> <p>隣接に農地はなく、自宅の敷地内に建っているような形になっています。</p> <p>周囲には、民家が建ち並んでおり、隣接に農地もないことから、特に問題はないと思われまます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	〇〇推進委員、他に何かありますか。
〇〇〇〇推進委員	ありません。
議長	それでは、「番号1」について、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ないようでしたら、採決を行います。
議長	議案第2号非農地証明願いの「番号1」について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
議長	賛成全員です。
議長	議案第2号非農地証明願いの「番号1」については、原案のとおり可決いたします。
議長	次に、議案第3号農用地利用集積等促進計画について、事務局、説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第3号農用地利用集積等促進計画についての説明を行います。
事務局	<p>別冊でお配りしております農用地利用集積等促進計画をお開きください。</p> <p>議案第3号の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理機構による契約について、農業委員会の意見聴取を行うものです。</p> <p>合計件数は、18件で、内訳は、すべて賃貸借となっています。</p>

事務局	<p>内容につきましては、ご一読ください。</p> <p>農用地利用集積等促進計画については、定例農業委員会でご承認をいただきましたら、大分県農業農村振興公社へ、玖珠町農業委員会の意見を添えて提出します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号について、質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p>
議長	<p>議案第3号農用地利用集積等促進計画について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>賛成全員です。</p>
議長	<p>議案第3号農用地利用集積等促進計画については、原案のとおり可決いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号から報告第3号までについて、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号から報告第3号までについて、ご説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>議案集の5ページから8ページをお開きください。</p> <p>報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が5件提出されております。</p> <p>詳細につきましては、ご一読ください。</p>
事務局	<p>続きまして、報告第2号の説明を行います。</p> <p>議案集の9ページをお開きください。</p> <p>報告第2号農地法第18条の合意解約通知書が、4件提出されています。</p> <p>詳細につきましては、ご一読ください。</p>
事務局	<p>続きまして、報告第3号の説明を行います。</p>

事務局	<p>議案集の11ページをお開きください。</p> <p>報告第3号農用地利用集積等促進計画（令和7年10月分）の認可についてです。</p> <p>これは、令和7年10月、先月の定例農業委員会で議案として提出したものです。</p> <p>報告第3号は、促進計画が認可されたという報告になります。</p> <p>農用地利用集積等促進計画は、まず議案として委員のみなさまに提出し、それに対して委員さんの意見をお聞きして、その結果を、大分県農業農村振興公社へ、玖珠町農業委員会の意見を添えて提出するものです。</p> <p>その後、大分県農業農村振興公社が県内各市町村から出された農用地利用集積等促進計画を承認するものです。</p> <p>また、大分県が毎月ホームページで利用計画を告示し、その後、市町村に承認の通知があるという流れになっています。</p>
事務局	<p>以上で、報告第1号から報告第3号までについての、説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、報告第1号から報告第3号までについて、質疑はありますか。</p>
議長	<p>すみません。</p> <p>私からいいですか。</p> <p>報告第3号の4番の貸人が〇〇〇〇〇〇さん、借人が〇〇〇〇の件ですが、借受人の〇〇さんは、確か年齢が〇〇歳ぐらいで、〇〇と〇〇の〇〇を行き来しておりますが、新たに貸借契約を結んでも大丈夫ですか。</p>
事務局	<p>中間管理機構を通して貸借契約を行っておりますので、再度担当職員に契約内容や契約理由などを確認します。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
議長	<p>ないようでしたら、以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。</p>
議長	<p>引き続き、協議報告事項等について、事務局、説明をお願いします。</p>

	(別紙の協議・報告事項等により説明)
事務局	事務局から、別紙の1から4までのとおり、協議・報告事項等についての説明がありましたが、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長	ありませんか。
議長	ないようでしたら、その他の件について、委員から発言があれば、挙手をお願いいたします。
議長	よろしいですか。
議長	それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会11月定例総会を、閉会します。

午後2時52分 閉会

玖珠町農業委員会会議規則第13条第2項の規定によりここに署名捺印した。

令和7年11月10日

玖珠町農業委員会会長 ..... 印

署名委員 (○番) ..... 印

署名委員 (○番) ..... 印